

津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱案

(趣旨)

第1条 この要綱は、津軽地域ごみ処理広域化協議会会則（以下「会則」という。）第9条第2項の規定に基づき、津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 津軽地域ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関して必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、事務局次長補佐その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長、事務局次長及び事務局次長補佐各1名は弘前地区環境整備事務組合の併任職員とし、事務局次長補佐1名は黒石地区清掃施設組合の併任職員とする。
- 3 事務局職員（前項に規定する職員を除く。）は、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合からの派遣職員とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて協議会構成団体職員の派遣を要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、第2条に規定する所掌事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 事務局長の職務の補佐
 - (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の旅行命令に関すること。
- (2) その他軽易な事項に関すること。

(公印)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、字句、形状、寸法、個数、使用区分及び保管責任者は別表第1のとおりとする。

(服務)

第7条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、弘前地区環境整備事務組合の例による。

(事務局運営に係る経費負担)

第8条 事務局運営に係る経費は別表第2に掲げる割合で負担する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間、第3条第2項中「事務局長、事務局次長及び事務局次長補佐各1名」とあるのは、「事務局長、事務局次長、事務局次長補佐及び事務局主幹各1名」とし、同条第3項中「弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合」とあるのは、「弘前地区環境整備事務組合」とする。

3 第8条の規定にかかわらず、弘前地区環境整備事務組合は、施行日から令和2年3月31日までの間の職員の給与以外の経費を負担する。

4 黒石地区清掃施設組合は、令和元年11月1日から令和2年3月31日までの間の事務局職員1名分に相当する人件費を負担する。

別表第1 (第6条関係)

公印の名称	字句	形状	寸法(ミリメートル)	個数	使用区分	保管責任者
会長印	津軽地域ごみ処理広域化協議会 会長之印	正方形	21	1	会長名にて執行する文書	津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局次長

別表第2 (第8条関係)

区 分	負担割合
職員の給与	派遣する団体が負担
職員の給与以外の経費	構成団体が人口割80%、均等割20%で負担

備考 人口割の算定は平成27年国勢調査時の人口によるものとする。